

建物を建てたら市民課にも届出をしてください

あなたが建てられた（建築中の）建物は、法令に基づいた住居表示（住居番号）が必要ですので、次の要領で届出をしてください。（水戸市住居表示に関する条例第3条の1）

届出に基づき現地調査をし、新しい住居番号を定め、町名板と住居番号表示板を交付します。「住所」は土地の地番ではなく、住居番号となります。

また、建替え等をされる方も必ず届出をしてください。

1. 提出期限 建物の完成3～4週間前
2. 提出先 市民課管理調査係
 029-224-1111 内線 2154、2155
3. 届出の必要な区域 下記参照

住居表示実施地区 (50音順)

曙町	愛宕町	泉町1～3丁目	大町1～3丁目
金町1～3丁目	上水戸1～4丁目	北見町	五軒町1～3丁目
栄町1・2丁目	柵町1～3丁目	桜川1・2丁目	三の丸1～3丁目
自由が丘	城東1～5丁目	城南1～3丁目	白梅1～4丁目
新荘1～3丁目	新原1・2丁目	末広町1～3丁目	大工町1～3丁目
中央1・2丁目	天王町	常磐町1・2丁目	西原1～3丁目
梅香1・2丁目	袴塚1～3丁目	八幡町	浜田1・2丁目
東桜川	東台1・2丁目	東原1～3丁目	備前町
文京1・2丁目	本町1～3丁目	松が丘1・2丁目	松本町
緑町1～3丁目	南町1～3丁目	宮町1～3丁目	元山町1・2丁目
柳町1・2丁目	若宮1・2丁目		

4. 「住居表示に関する新築届」の記載の仕方

様式第1号 (第3条関係)

住居表示に関する新築届

平成 年 月 日

水戸市長

住所

届出人氏名

電話

水戸市住居表示に関する条例第3条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

所有者	住所	水戸市	電話
管理者			
占有者			
建物等の土地地番	水戸市		
建築完成(予定)年月日	平成 年 月 日		

この届出書には、次の図面を添付して下さい。

1. 建物の平面図(竣工図) 2. 建物の配置図(竣工 主出入口の位置と道路幅員)

← 届出日を書いてください。

← 市民課に届出に来た人です。

← 原則として所有者(建主)を書いてください。

← 不動産登記簿の所在・地番を書いてください。

※ 3階以上のアパート、マンションの場合は部屋番号までが住所となりますので、部屋番号とアパート等の名称を記載したものを添付してください。